

長崎大学校友会規則の制定について

制定理由

本法人に、会員相互の交流を図り、併せて会員と本法人との連絡を緊密にし、もって本法人の発展及び社会貢献に資することを目的として長崎大学校友会を設置することに伴い、同会の組織、運営等に関して必要な事項を定めるため、この規則を制定するものである。

平成30年9月18日

規則第38号

制定権者 長崎大学長 河野 茂

長崎大学校友会規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 組織（第4条—第8条）
- 第3章 運営会議等（第9条・第10条）
- 第4章 雑則（第11条・第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第32条の9第2項の規定に基づき、長崎大学校友会（以下「本会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の交流を図り、併せて会員と国立大学法人長崎大学（以下「本法人」という。）との連絡を緊密にし、もって本法人の発展及び社会貢献に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に向けた情報発信事業
- (2) 会員相互の交流に寄与する事業
- (3) 会員により組織される同窓会等の組織及び活動に対する支援事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

（会員）

第4条 本会は、次に掲げる者を会員とする。

- (1) 長崎大学の卒業生及び修了生（卒業生及び修了生以外で長崎大学に在学していた者を含む。）。ただし、科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生及び特別の課程を履修する学生（以下「科目等履修生等」という。）として在学していた者にあつては，入会を希望する者とする。
 - (2) 長崎大学に在学する者。ただし，科目等履修生等にあつては，入会を希望する者とする。
 - (3) 本法人の役員，職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）及び役員又は職員であつた者。
 - (4) その他長崎大学校友会運営会議（以下「運営会議」という。）が特に認めた者
- 2 会員は，会長に申し出て，退会することができる。

（会長及び副会長）

第5条 本会に，会長及び副会長を置く。

- 2 会長は，学長をもって充て，本会の業務を統括する。
 - 3 副会長は，会長が指名する理事又は副学長をもって充て，会長を補佐する。
- （資格の喪失）

第6条 本会の会員は，次の各号のいずれかに該当するときは，その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 本会の名誉を傷つけ，運営会議において除名を決議されたとき。

（名誉功勞会員）

第7条 本会に，名誉功勞会員を置くことができる。

- 2 名誉功勞会員は，本会の発展に多大な貢献のあつた者のうち，運営会議が認めたものとする。

（支部）

第8条 本会の目的を達成するため，運営会議の承認を得て，地域ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部に関し必要な事項は，運営会議が別に定める。

第3章 運営会議等

（運営会議）

第9条 本会に，次に掲げる事項を審議するため，運営会議を置く。

- (1) 本会の運営及び事業に関する企画・立案
 - (2) 支部の設置又は廃止に関する事項
 - (3) 会員の除名に関する事項
 - (4) その他会務（予算を含む。）の執行に関する重要な事項
- 2 運営会議は，次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長

- (2) 副会長
 - (3) 本法人の理事及び副学長（前号の者を除く。）のうちから会長が推薦する者 2人
 - (4) 学部長及び研究科長のうちから会長が推薦する者 3人
- 3 運営会議の議長は、会長をもって充てる。
 - 4 議長は、必要に応じて、運営会議を招集する。
 - 5 運営会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
 - 6 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(アドバイザー・ボード)

第10条 本会に、運営会議に対し運営上の助言等を行うため、アドバイザー・ボードを置く。

- 2 アドバイザー・ボードは次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 各学部同窓会の代表者 各1人
 - (2) 第4条第1項第2号の会員のうちから運営会議が選任した者 若干人
 - (3) その他運営会議が必要と認めた者
- 3 前項第2号及び第3号の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第2項第2号及び第3号の構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 アドバイザー・ボードは、年1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

第4章 雑則

(事務)

第11条 本会の事務は、広報戦略本部校友会・基金室において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命される第10条第2項第2号及び第3号に規定するアドバイザー・ボードの委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。